

台東区地域福祉計画の策定方針について

1 計画策定の趣旨

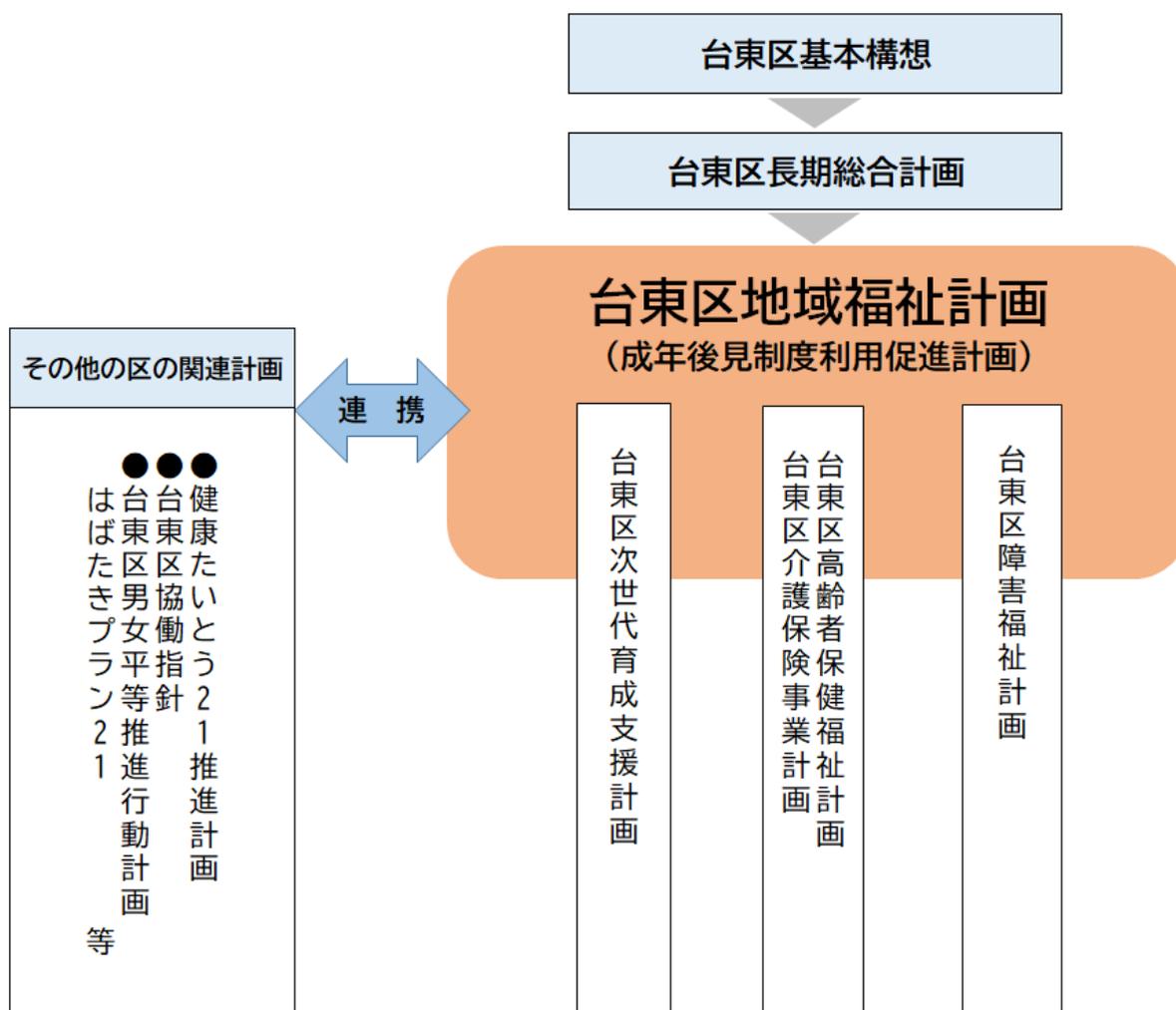
少子高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、8050 問題や社会的孤立、ダブルケア、ヤングケアラーなど、区民が生活していく中で抱える複雑で複合的な課題は、既存の行政サービスだけで対応することが難しくなっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面でのコミュニケーションを基本とする地域の福祉活動が大きく影響を受けるなど、新たな課題も生じている。

このような状況の中、区民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築いていくことができる「地域共生社会」に向けた取り組みを進めていく必要がある。

そこで、地域共生社会の実現に向けて、区民や区、関係機関など多様な主体が連携・協働して地域福祉を推進していくための施策等を示す「地域福祉計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画であり、福祉分野の個別計画を包摂し、地域福祉を推進するための基本指針となる。また、平成 28 年施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含する。



3 計画内容

地域福祉計画における地域福祉の推進に関する下記の事項を盛り込む。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項※
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

※ 成年後見制度の利用促進（判断能力に不安がある方の権利擁護の在り方）に関する内容は、①に包含されている。

4 計画期間

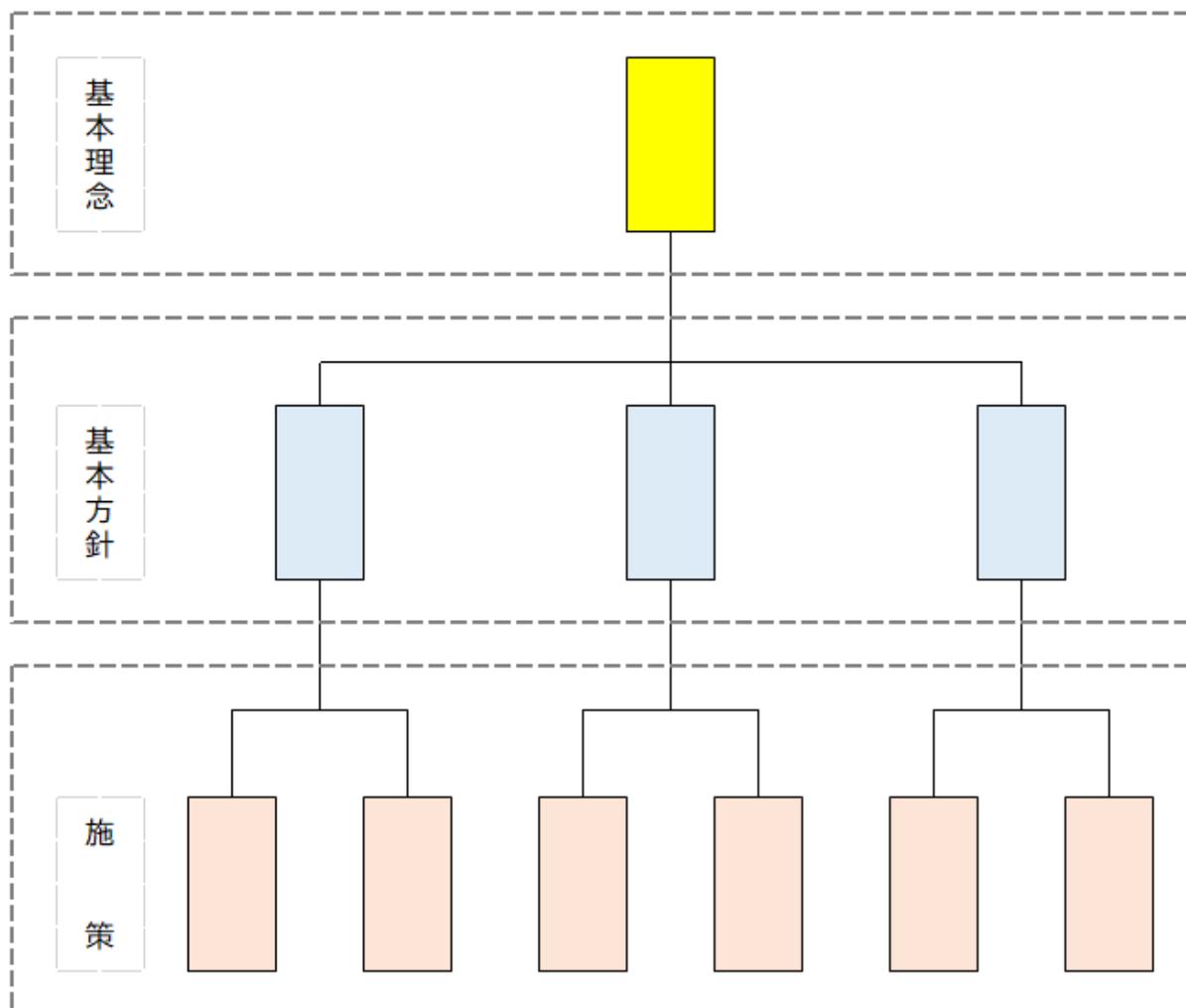
地域福祉計画は、高齢、障害、子育てなどの分野別の個別計画を包摂し、地域福祉を推進していくための方針を定める計画であることから、計画期間は、令和5年度から令和11年度の7年間とする。

<関係する主な計画の計画期間>

計 画	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)	13年度 (2031)	14年度 (2032)	
台東区長期総合計画	平成31年度～10年度 (計画期間10年)									令和11年度～20年度				
台東区地域福祉計画				令和5年度～11年度 (計画期間7年)										
台東区高齢者保健福祉計画 台東区介護保険事業計画		令和3年度～5年度 (計画期間3年)		令和6年度～8年度			令和9年度～11年度		令和12年度～14年度					
台東区障害福祉計画		令和3年度～5年度 (計画期間3年)		令和6年度～8年度			令和9年度～11年度		令和12年度～14年度					
台東区次世代育成支援計画	令和2年度～6年度 (計画期間5年)				令和7年度～11年度				令和12年度～16年度					

5 計画の構成（案）

台東区地域福祉計画は、目指す地域の姿を示した「基本理念」と、目指す地域の姿の実現に向けて、地域福祉を推進するための施策のあらましである「基本方針」、基本方針に基づく「施策」で構成する。



6 策定の体制

(1) 台東区地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係団体の代表、公募区民などにより構成する会議体を設置し検討を行う。

(2) 庁内体制

地域福祉計画の策定に向けた検討を行うため、庁内の関係所管から構成される「台東区地域福祉計画策定庁内検討会」を設置。

7 今後の主なスケジュール（案）

令和4年	8月	第1回策定委員会（地域福祉計画の策定方針等）
	9月	第2回策定委員会（計画の骨子）
	第3回定例会	保健福祉委員会（計画の骨子）
	11月	第3回策定委員会（中間のまとめ）
	第4回定例会	保健福祉委員会（中間のまとめ）
	12月	パブリックコメント実施
令和5年	1月	第4回策定委員会（本案）
	第1回定例会	保健福祉委員会（本案）
	3月	地域福祉計画策定